

### 第3章 施工・調達監理

#### 6. 治安情勢への配慮

現地治安状況については、JICA在外事務所のみならず、在外公館、発注者（被援助国）、サブコントラクター等から、常日頃から情報を集め、治安情報を把握することが重要です。さらに、緊急連絡網を整備・点検するとともに、緊急時の避難体制、避難ルートを確保しておくことも必要です。

緊急連絡網及び邦人滞在外者リストについては、施設建設、機材調達の案件内容を問わず、JICA資金協力業務部及びJICA在外事務所の担当職員に提出してください（具体的な作成方法・提出先等は、「参考資料2-1 緊急連絡網及び滞在外者リストの作成・提出方法」を参照）。提出後に、変更があった場合には、随時提出してください。

万一、事件等が発生した場合、発注者（被援助国）、JICA資金協力業務部及びJICA在外事務所（必要に応じて在外公館）へ、速やかに報告を行ってください。

★渡航を予定している方は、あわせてたびレジ（外務省）への登録を徹底してください。  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

★JICAの国別安全対策措置については、JICA Websiteより入手可能です（新規ご利用の方は登録が必要です）。

[JICAの国別安全対策ルール | JICAについて - JICA](#)

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>